二　（略）

三　前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる主成分ごとに、同号イからハまでのいずれかを選択しなければならない。

イ～ハ　（略）

ニ　アルカリ分（農林水産大臣の指定する有効石灰又は農林水産大臣の指定する有効石灰及び有効苦土をいう。）

ホ　農林水産大臣の指定する有効石灰

ヘ　農林水産大臣の指定する有効けい酸

ト　農林水産大臣の指定する有効苦土

チ　農林水産大臣の指定する有効マンガン

リ　農林水産大臣の指定する有効ほう素

ヌ　農林水産大臣の指定する有効硫黄

四　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち造粒（水以外の粒状化を促進する材料を使用する造粒に限る。）その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料（以下この号及び第二十五条の二第一項第一号において「指定化成肥料」という。）において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五　第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	一
（削る）	（削る）
アルカリ分、有効けい酸	五
有効苦土	一
有効マンガン	〇・一
有効ほう素	〇・〇五

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	〇・一
（削る）	（削る）
アルカリ分、有効けい酸	五
有効苦土	〇・〇一
有効マンガン	〇・〇〇一
有効ほう素	〇・〇〇一

六　保証成分量に、次の表の上欄に掲げる主成分ごとに、それぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てて表示しなければならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	〇・一
（削る）	（削る）
アルカリ分、有効けい酸	〇・一

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里、有効石灰、有効硫黄	〇・〇一
（削る）	（削る）
アルカリ分、有効けい酸	〇・一

二　（略）

三　前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる主成分ごとに、同号イからハまでのいずれかを選択しなければならない。

イ～ハ　（略）

ニ　アルカリ分

（新設）

ホ　有効けい酸

ヘ　有効苦土

ト　有効マンガン

チ　有効ほう素

（新設）

四　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料のうち造粒（水のみを用いる造粒を除く。）その他の農林水産大臣が定める方法により加工された普通肥料（以下この号において「指定化成肥料」という。）において保証する主成分の保証成分量の数値は、原料として使用した普通肥料のうち当該主成分を保証したものごとに当該主成分の保証成分量に当該肥料の配合割合を乗じて得た値を合算した値の百分の八十以上（合算した値が五未満の値の場合には百分の五十以上）で、かつ、当該指定化成肥料の生産業者が当該指定化成肥料のロットごとに確認した当該指定化成肥料の主成分の含有量を超えない範囲内で定めるものとする。

五　第一号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる主成分についてその保証成分量の数値がそれぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない場合には、当該主成分を保証してはならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里	一
有効苦土	一
アルカリ分、有効けい酸	五
（新設）	（新設）
有効マンガン	〇・一
有効ほう素	〇・〇五

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里	〇・一
有効苦土	〇・〇一
アルカリ分、有効けい酸	五
（新設）	（新設）
有効マンガン	〇・〇〇一
有効ほう素	〇・〇〇一

六　保証成分量に、次の表の上欄に掲げる主成分ごとに、それぞれ同表の中欄（家庭園芸用肥料にあつては、下欄）に掲げる量に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てて表示しなければならない。

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里	〇・一
有効苦土	〇・一
アルカリ分、有効けい酸	〇・一

主成分	百分比
窒素、りん酸、加里	〇・〇一
有効苦土	〇・〇〇一
アルカリ分、有効けい酸	〇・一